

H&A 日本語学校規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、「和と躰を尊び、故郷の指導者、日本との架け橋となる人格を持った若者の育成」を目標とし、わが国で高等教育を受けようとする外国人に対し、必要な日本語教育を行い、併せて日本文化、社会を理解せしめることを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、H&A 日本語学校という。

(位置)

第3条 本学は、愛知県知立市西町西 73 番地 H&A ビルに置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	総合1年コース	1年	20人	1クラス	4月入学生
	総合1年半コースA	1年6カ月	40人	2クラス	10月入学生
	総合2年コースA	2年	55人	3クラス	4月入学生
	小計		115人	6クラス	
第2部	総合1年半コースB	1年6カ月	50人	3クラス	10月入学生
	総合2年コースB	2年	60人	3クラス	4月入学生
	小計		110人	6クラス	
	計		225人	12クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月又は10月に始まり、3月に終わる。

本学の学年は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----|------|------|-------------------|
| 1. | 4月生 | 第1学期 | 4月1日より9月30日まで |
| | | 第2学期 | 10月1日より翌年3月31日まで |
| | | | |
| 2. | 10月生 | 第1学期 | 10月1日より翌年3月31日まで |
| | | 第2学期 | 翌年4月1日より翌年9月30日まで |

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業（8月1日から8月19日まで）
- (5) 冬季休業（12月23日から1月7日まで）
- (6) 春季休業（3月19日から4月7日まで）
- (7) 秋季休業（9月23日から10月6日まで）
- (8) ゴールデンウイーク休業（4月29日から5月5日まで）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他緊迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 本学の終始時刻は、次のとおりとする。

始業時間	午前9時	終業時間	午後0時40分
始業時間	午後1時	終業時間	午後4時40分

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とする。

(1) 1年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
日本語	・レベル別日本語 ・日本語能力試験対策 ・日本留学試験対策 ・日本事情等	20 時間 (40 週)
計		800 時間 (40 週)

(1) 1年半コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
日本語	・レベル別日本語 ・日本語能力試験対策 ・日本留学試験対策 ・日本事情等	20 時間 (60 週)
計		1200 時間 (60 週)

(2) 2年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
日本語	・レベル別日本語 ・日本語能力試験対策 ・日本留学試験対策 ・日本事情等	20 時間 (80 週)
計		1600 時間 (80 週)

(学習評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、平素の学業成績等を総合して決定し、
優、良、可、不可の4段階評価とする。

2 上記の評価に基づき、進級、課程修了の認定を行う。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員 5人以上(うち専任2人以上)

(4) 生活指導担当者 1人以上(うち専任1人以上)

(5) 事務職員 1人以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 正当な手続きにより日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(3) 信頼のおける連絡人又は保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年2回とし、その時期は4月又は10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金等及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学、復学)

第 14 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて、申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

3 復学の見込みのない者は校長の判断で除籍することができる。但し本人に退学の意味がある場合は、第 15 条の手続きを経て退学することができる。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、退学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 16 条 やむを得ない事情がある場合に限り、転学を認める。転学しようとする者は、転学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了、卒業の認定)

第 17 条 校長は、教育課程で定められた授業科目について第 9 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して、当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 18 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 19 条 学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった場合は、当該学生に対して、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第20条 本学の学生納付金は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----|---|---------------------------------|
| (1) | 選考料 | 総合1年コース | 30,000 円 (税込 33,000 円) |
| | | 総合1年半コース | 30,000 円 (税込 33,000 円) |
| | | 総合2年コース | 30,000 円 (税込 33,000 円) |
| (2) | 入学金 | 総合1年コース | 50,000 円 (税込 55,000 円) |
| | | 総合1年半コース | 50,000 円 (税込 55,000 円) |
| | | 総合2年コース | 50,000 円 (税込 55,000 円) |
| (3) | 授業料 | 総合1年コース | 総額 600,000 円 (税込 660,000 円) |
| | | 総合1年半コース | 総額 900,000 円 (税込 990,000 円) |
| | | 総合2年コース | 総額 1,200,000 円 (税込 1,320,000 円) |
| (4) | その他 | 総合1年コース | 55,000 円 (税込 60,500 円) |
| | | 費目：教材費 11,000 円、課外活動費 40,700 円、
保険料 3,300 円、健康管理費 5,500 円 | |
| | | 総合1年半コース | 65,000 円 (税込 71,500 円) |
| | | 費目：教材費 16,000 円、課外活動費 45,000 円、
保険料 5,000 円、健康管理費 5,500 円 | |
| | | 総合2年コース | 85,000 円 (税込 93,500 円) |
| | | 費目：教材費 25,000 円、課外活動費 50,900 円、
保険料 6,600 円、健康管理費 11,000 円 | |

(納入)

第21条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第 23 条 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。但し以下の場合は所定の手続きの上、変換する。

- (1) 一旦納入された選考料、入学金は理由のいかんに関わらず返還しない。
- (2) 留学ビザの発給が拒否された場合、授業料、その他費用を返還する。
但し、留学ビザの発行が拒否されたことを示す証明書が提出された場合に限る。
- (3) ビザ発給後、来日前に入学できない事情が生じた場合は、選考料及び入学金を除く授業料、その他費用は返還する。但し、ビザを取り消した旨の証明書が提出された場合に限る。
- (4) 留学生として入学した者は、来日半年間はいかなる理由で退学しても授業料及びその他費用は返還しない。
- (5) 在学中退学をした場合、学期単位での精算を行い、授業料を返却する。
但し、帰国する者については、帰国の確認後、在留資格の変更を行う者についてはビザ変更確認後、返還する。

第 6 章 雑則

(寄宿舎)

第 24 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 25 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(点検・評価)

第 26 条 点検・評価は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 27 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 改正した学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 第 20 条については令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 第 4 条については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。